

蕪崎市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月 蕪崎市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 6

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本市は、韮崎市教育大綱の重点施策にある基本方針1に示すとおり、「やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実」を目指してきた。

#### 韮崎市教育大綱 <重点施策>

#### 基本方針1「やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実」

- ① 将来につながる「生きる力」を育む教育の推進
- ② 夢と希望を持ち、楽しく学ぶことができる教育環境の整備
- ③ 幼児期からの一貫した教育支援体制の整備
- ④ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
- ⑤ 多様性を尊重した教育機会の保障
- ⑥ キャリア教育の推進

これらの教育を実現させるためには、教育職員が心身ともに健康であることや、教育職員が子供たちと向き合う時間を最大限に確保することが必要であり、学校における働き方改革は、極めて重要である。

### (2) 本市の現状

山梨県では、県教育委員会が令和3年度に、「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」を示し、それに基づく取組を、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が連携しながら推進してきた。

本市でも、「時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする」ことを目標にした学校における働き方改革の取組方針を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 令和6年度 時間外在校等時間

	月45時間以上80時間未満の割合 (a)	月80時間以上の割合 (b)	a+b
小学校	34%	5%	39%
中学校	40%	20%	60%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で39%、中学校で60%と多くなっている。また、その中でさらに80時間を超える割合が小学校で5%、中学校で20%となっている。特に中学校教育職員の時間外在校等時間が多い現状である。業務の見直しを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間の縮減

- ・令和8年度末までに時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。
- ・令和11年度末までに、教育職員の月時間外在校等時間を平均30時間に縮減する。
- ・令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる

【令和7年度 7.5% 212人中16人】

- ・令和10年度末までに、放課後に会議や部活動等を入れない「きずなの日」を年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。
- ・令和10年度末までに、平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問割合を100%にする。
- ・令和11年度末までに、自分事として働き方改革に取り組んでいる教職員の割合を100%にする。
- ・令和11年度末までに、働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を100%にする。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・スクールガードの募集を続けて行っており、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、原則、学校における自主的な見回りは行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・学校での対応が困難な事案については、県教育委員会のスクールロイヤー制度を活用するなどし、市教育委員会が窓口となり、早期解決を目指す。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能の活用を推進することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を現状以上に軽減する。
- ・学校事務体制強化のため、既存の共同学校事務室活用を促進する。

◇学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校の広報資料については、メール等での配信を積極的に活用する。
- ・学校ホームページ作成は、外部委託で行う。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・外部委託を基本とし、日常的な保守・管理は教育委員会が主導で行う。校内においては、教頭や情報主任、事務職員等が連携しながら外部並びに教育委員会との窓口となり、対応する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校開放施設（グラウンド・体育館）の管理業務について、市で管理指導員を配置し管理業務を行う。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学校の実情に応じて、清掃活動の回数、範囲の合理化等を促進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の部活動の地域展開を行い、その充実を進め、教職員が兼職兼業について希望する場合には、本人の時間外在校等時間の状況を確認しながら認めていく。
- ・市教委が策定した部活動における活動方針（ガイドライン）に沿った適切な部活動を各校で行うとともに、市教委から保護者に対して、その理解を求める通知を年度初めに配布する。
- ・生徒が早く下校できるような日課表の見直しを行う。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムを活用し、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・授業準備や採点作業等を補助する学習支援員を学校規模に応じた人数を全校に配置する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・学習支援員を学校に配置し、支援が必要な児童生徒に対し、きめ細かな支援体制を整備する。
- ・韮崎市教育支援センター「かがやき教室」に支援員を配置し、学校と連携する中で、児童生徒・家庭への支援を行う。
- ・全校に校内教育支援センターを設置し、校内支援員を配置し、教室に行きづらい児童生徒への支援を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子育て課、福祉課等の関係機関と連携をする中で、児童生徒・家庭への支援を行う。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、部活動における朝練の廃止など、日課表の工夫を行う。
- ・各学校の電話に音声ガイダンス付き機能を取り付け、小学校と中学校で時間を決めて、その機能に切り替え、教職員が行うべき業務に必要な時間を確保する。
- ・年度初めの校務分掌を分担する際には、一部の教員の負担が大きくなるよう慎重に調整する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、校長による面談を実施するとともに、必要に応じて医師による面接指導を促す。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・創立記念日、夏休み中の旧盆の数日（毎年校長会で決定）、県民の日を学校に日直等を置かない学校閉庁日とする。
- ・年次有給休暇について長期休業中等にまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・育休などの特別休暇や短時間勤務等が取りやすい労働環境を整備する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、韮崎市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、県で導入している校務支援システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で導入しているストレスチェックや県で行うアンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、市校長会や市教育研究会を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。